

令和 7 年第 1 回西郷村議会定例会

議事日程（3 号）

令和 7 年 3 月 1 1 日（火曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

No. 4 1 3 番 上 田 秀 人 君 （P 6 5 ～ P 8 6）

No. 5 1 1 番 鈴 木 勝 久 君 （P 8 7 ～ P 1 0 5）

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参事 兼 総務課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参事 兼 議会事務局 長 兼 監査委員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎黙禱

○議長（真船正晃君） ここで、議長より申し上げます。

本日3月11日は、東日本大震災から14年目に当たります。この震災により犠牲となられた方々に対しまして哀悼の意を表するため、黙禱をささげたいと存じます。全員ご起立願います。

（全員起立）

○議長（真船正晃君） 黙禱。

（1分間黙禱）

○議長（真船正晃君） 黙禱終わりました。ありがとうございました。ご着席ください。

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

◇13番 上田秀人君

1. 子育て支援について
2. 観光行政について
3. 農業行政について

○13番（上田秀人君） おはようございます。13番です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、子育て支援についてということでございますけれども、1点目といたしまして、新年度新たに実施する乳幼児に関する子育て支援策について伺いますということです。我々議会は、新年度予算案に関する説明会において説明をいただいておりますけれども、改めて伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 13番、上田秀人議員のご質問にお答えいたします。

令和7年度の新規事業についてのお尋ねでした。

1点目といたしまして、西郷村子育て応援クーポン事業がございます。安心して子どもを産み育てられるよう、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的としております。

なお、商品券の配布時期といたしましては、まず生まれてくる子どもに必要な準備品を買いそろえる出産前や3歳、5歳のお祝い事、就園・就学前など、子育て世帯にとって金銭的に負担の大きい節目の時期に、子ども商品券を配布したいと考えております。この事業実施は、子どもの健やかな成長と保護者の負担軽減に寄与するものと思っております。本商品券を配布する対象者及び商品券の金額につきましては、出産前として妊娠後期34週前後の妊婦へ3万円、3歳の子どもの保護者へ2万円、5歳の子どもの保護者へ3万円をそれぞれ配布いたします。

加えまして、利用が想定される事業者には、本村の子育て支援の趣旨についてご理解いただき、加盟店となっていただけのように、事業開始を予定している令和7年10月までの間に、利用可能事業所等について調整してまいります。

また、村内の事業者にも加盟店加入の働きかけを行い、村内で商品券を積極的に利用していただけるよう、地域振興・地域活性化につながる取組についても併せて進めさせていただきたいと考えております。

2点目といたしましては、物価高騰対応保育所等支援事業がございます。こちらは、村内に事業所を有する民間の認可保育園及び小規模保育園に対し、原油価格・物価高騰等の影響を緩和することを目的として補助を行います。補助額は、保育園1園当たり月額35万5,000円、小規模保育園1園当たり月額7万円としております。金額につきましては、福島県が認可外保育事業者に対し、同様の補助事業を実施しておりますので、その補助基準額に準じております。対象施設は、村内保育園4園、小規模保育園2園となります。

以上が、令和7年度の新規事業となります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の再質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいまの答弁をいただいておりますが、クーポン券の実施、また物価高騰対策ということで、燃料費の補助とかというのを今答弁いただいたんですけども、こういう、やっていただくこと自体、私は反対もせず、大いに賛成したいなというふうには考えますけれども、現在子育てに関して、これ、国の絡みも大きいと思うんですけれども、様々な支援が行われています。これを実施されることによって、なぜ子どもだけなのという声を耳にするようになってきました。

いわゆる世代間の対立というんですかね、これは以前からテレビとかでもやられていますけれども、世代間において不満の声が聞こえ始めてきている。こういう声に対して、村はどのように受け止めて、対応をどのようにお考えになるのか、伺いたいと思うんですけれども、いかがですか。これは、村長かな。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 上田議員の質問にお答えいたします。

今ほど課長が説明した子育て支援の新規事業でありますけれども、今、不満の声が全世代にわたっているということ、それは私も理解しております。その中で、これまで、そしてここまで西郷村の発展を支えてくださった高齢者支援も大切であることは、私も認識しております。そういったことで、高齢者に対しては、初日の施政方針の中

でもご説明させていただきましたが、高齢者支援に係る令和7年度の新規事業につきましては、第9期介護保険事業に基づき、できる限り住み慣れた地域での生活ができるよう、地域密着型サービス施設整備を進め、地域包括システムの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和7年度は屋内プール利活用を目的とした温泉掘削をしておりますので、それを村民の健康増進へ利用する検討をしたいと考え、温泉を活用した健康づくり計画の策定に取り組んでまいります。

また、その他、様々な高齢者施設事業に取り組み、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、行政、地域、関係機関が連携し、高齢者支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 答弁いただいて、介護保険事業での考えを示されました。さらには、今現在、温泉を掘っていますけれども、その温泉を伴った健康づくりとかということで、そういった面で高齢者の方の生活を支えていきたいんだという考えだというふうに理解をしますけれども、まず1つ言いたいのは、国は、少子化は人口減少を加速させ、国の経済、社会システムを維持することができなくなってしまう。だから、持てる力を総動員して少子化対策を進め、持続的な経済成長、社会システムの維持をする。少子化は人口減少を加速させ、経済だけではなく、国そのものが滅亡してしまう危機に瀕しているということをきちんと広報すべきではないかなと思うんです。これ、私が言ったわけじゃないんですよ。これは、2023年12月に公表されているこども未来戦略の中からこういった文章が読み取れます。

少子化は、人口減少させることによって、自治体が消滅していくとか、国が消滅してしまうという、今、いろんな話が流れていますけれども、こういったことをきちんと村民の方にお知らせをする必要もあるんじゃないかなと思うんです。以前にも、この場でお話したように、いわゆる行政が行う広報は、行政のビタミン剤だという話をしたことがありますけれども、多分覚えられていると思いますけれども、きちんと村民の方に情報提供をしっかりと行うべきだというふうに考えます。さらに、高齢世帯に対して、しっかりとした生活支援を行うべきだというふうに発言をしていきたいと思います。

今、村長からお話があったように、介護保険の事業での考え、温泉施設での健康増進ということなんですけれども、早急な、今現在困っている部分に温かい手を私は入れるべきだというふうに考えます。いつもここでお話しているように、子どもと年寄りには我慢させるなど。私ももう年寄りの一人になってきましたけれども、私みたいな元気なやつはまだちょっと我慢はできます。私よりちょっと進んだお年寄りの方に、側面から支えられるそういう温かい村政を、高橋村政にやっていただきたいというふうに申し上げます。

さらに、もう一つ、今言い忘れましたけれども、こども未来戦略の中でも、子どもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔

で暮らせる社会の実現ということも、こういったこともやはり広報の中にうたい込んで、村民の方に理解を進めていただく。さらには、繰り返しになりますけれども、高齢者に対しての生活支援をきちんと行うべきではないかというふうに考えて、次の質問に入りたいと思いますけれども。

2点目といたしましては、休日・夜間保育の考えについて伺いますということです。これは、警察官、消防官など24時間での勤務に就かれている方、また看護師や介護士、ひとり親世帯などで夜勤がある職に就かれている方もいらっしゃるというふうに考えます。この方たちに対する考えについて伺いますということで、村として、いわゆる休日・夜間保育の必要性についてどのようなお考えか確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 休日・夜間保育についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在夜間保育を実施している状況についてですが、令和5年4月1日時点におけるこども家庭庁公表の夜間保育所の設置状況によりますと、全国73か所に設置されております。

なお、福島県内における設置はございません。主に設置されている都道府県を見ますと、指定都市や中核都市となっており、公営による設置は大阪市の1か所のみで、その他は全て民営による設置となっております。

一方、村の現在の保育園は、土曜日を除いた休日及び夜間等の開園はしておりません。しかし、議員おただしのとおり、休日・夜間等に両親共働き、ひとり親で子どもの預け先がなくなって困っている家庭があることも分かります。また、保育需要に対応するため、休日・夜間等に保育所等で保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図らなければならないということは理解しております。

今までの定例議会の本会議において、数名の議員の方から子育て支援に関する一般質問の中で、幾度となく答弁させていただいておりますが、本来、休日等は家庭において、お母さん、お父さんの愛情の下、保育を行っていただきたいという理想もあります。しかしながら、収入がなければそれもままならないということから、この体制づくりも必要性を感じております。

一方で、休日・夜間保育を実施するということは、人員の確保の課題が一番に挙げられます。現状でも保育士確保については、ハローワークや人材派遣会社などを募っておりますが、非常に苦慮しているところであります。また、保育園を利用する子どもの中には、支援を必要とする子どももかなり増えてきていることも、保育士不足の要因の一つであります。村といたしましては、喫緊の課題となっている保育士確保に向け、村独自の助成として、令和7年1月より保育士等処遇改善事業を実施しておりますが、現段階におきましては、休日・夜間保育につきましては、保育士の確保の問題から実施は困難であると思っております。

なお、現在国では、令和7年4月より育児・介護休業法を改正し、育児・介護の両

立支援制度の強化等の措置が講じられることとなりました。さらに、令和7年10月からは、柔軟な働き方を実現するための措置が義務づけられることになっております。

議員おただしのシフト制を含む交代制勤務を行う夫婦の職業については、通常であれば、いずれの勤務時間帯も一定割合以上の勤務が求められる場合でも、希望した者は育児や介護のために勤務時間等の変更のできることであります。このような国の改正は、仕事と子育てを両立する家庭の支援につながると考えますが、この事業実施は企業側の理解と協力がなければ難しいため、村としては事業所にご理解・ご協力をいただくために、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、答弁いただいて、大きい都市部ではやられているところがあるということで、東京の新宿区なんかだと、夜のお勤めされている方のための保育園、夜間保育というのをやっているのを聞いたこともございます。

今の答弁を聞いていて思うのは、やらないための理由づけじゃないのかなと思ってしまいます。働き方改革とか、国の指針とかございましたけれども、例えば今介護職に就かれている方の現状ってどんなふうに把握されているのか分かりませんけれども、1か月ぐらい前の新聞だったと思うんですけれども、いわゆる残業が16時間ぐらいを超えるというような話を聞いているんですよ。ということは、いわゆるそのシフトを組んでも、働き手が、介護職の方が少ないので、どうしてもその時間が延長されてしまうとかね、今回、私が話を聞いた方もそうなんですよ。

太陽の国にご夫婦で勤められている方ですけども、それぞれの職場でシフトをいろいろ考えてくれて、調整はしてくれているんです。ですから、お互いに夜勤がぶつからないようにしてくれている。ただし、私がお話を聞いたときには、旦那さんのほうが遅番の仕事に入っていると。お母さんのほう、子どもから見ての話ですからね、お母さんのほうがお昼から夜勤に入ったと。お父さんは、通常であれば6時ぐらいに終われるのが終われなくて、7時、8時まで時間がかかってしまうと。その1時間、2時間を、じゃ、どうしたらいいんだということで非常に悩まれたと。ご実家が近くにあれば、ご実家の親の方をお願いをして、迎えに行ってもらおうとか、子どもの面倒を見てもらうとかできるんでしょうけれども、実家が遠いとか、頼める方がいなくなったときに、さあどうしようとなりますよね。

その方は、じゃ、どうしたのかというと、約1時間ぐらいかけて自分の兄弟に来てもらって、子どもの面倒を見てもらった。たったその1時間、2時間のために、兄弟の方は1時間も車で移動してきて、子どもを見てもらったという話がありますよ。そういう現実を見たときに、本当に困っている方がいらっしゃるんだということを真摯に受け止めるべきだというふうに思いますよ。

さらに申し上げますけれども、いわゆる子ども・子育て支援法という法律がありますよね、さっきも申し上げましたけれども、村においてもこの法律を鑑み、様々な事業を展開されているというふうに私は理解をしております。この法律の中の第61条で、市町村子ども・子育て支援事業計画が規定されていますよね。この第61条の

5 項で、この法律は平成 20 年施行かな、幾度か、4 回ぐらい改正されているというふうに理解していますけれども、最後の改定の中の部分だと思うんです、これはね。この第 61 条の 5 項の中で、市町村は教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境、その他の事情を正確に把握をした上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するように努めるものとするという、これは努力義務なんですよね。国は、こうやって逃げている。

でも、現実に関心している方がいる。そのために村は何をすべきなのか、そのことをきちんと考えるべきだというふうに申し上げる。

さらに、令和 5 年 12 月に、こども未来戦略、先ほどもちょっとお話しましたがけれども、この中でも、子ども・子育て支援に関する現行制度の全体を見直し、全ての子ども・子育て世帯について、親の働き方やライフスタイル、子どもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、加速化プランで掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、総合的な制度体系を構築すること。今、止めましたけれども、この後に目指していくとついているんですね。

何かね、こういうところだけをうまく村は使っているんじゃないかと。いわゆる努力事項、あとは努力目標、そこだけをうまく使って、そしてさらには保育士がいないということで、こういったことに目を背けているんじゃないかなと考えてしまうんですけれども、村の考えをもう一度伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、現状を議員がお話されましたけれども、そのことはやはり頭に入れながら、まずできることから。国の制度というのはいつもそうなんですけれども、うまいことを言っているんですけれども、実施する市町村においてはなかなか厳しい問題であります。議員もうなずいていると思いますけれども、そういったこと、やはり私たちもその状況は把握しながら、何ができるか、今後検討していきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13 番上田秀人君。

○13 番（上田秀人君） 村長が悩まれていることは本当に十分理解します。今、お話しました子ども・子育て支援法の 61 条の 9 項の中で、県との協議の項目がございます。西郷村においては、先ほど申し上げましたように、県の社会福祉事業団の太陽の国がありますよね。ここで働く介護職にある方、その方だけではありませんけれども、先ほど言いましたように、消防官、警察官、また看護師の方もいらっしゃいます。ただ、県の社会福祉事業団があるということは、一番大きなウエートを占めるのかなと思うんですけれども、そういった方の実情を訴えて、62 条の 2 項の 6 号にある、円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項とありますので、県との話を早急にして、対応を早急に取り組むべきだというふうに考えますけれども、もう一度確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおりでありますので、そういった働きかけをし

ていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 県に対して、もっと強く望んでいただきたいと、これも今も頑張っているというふうに理解をしておりますので、さらに頑張っていただきたいというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、観光行政についてということでございますけれども、さっきも申し上げましたけれども、当初予算の説明の中で、観光に関する予算等々についてご説明を受けておりますけれども、いわゆる予算書から見て、観光関連の予算が抑え気味だなというふうに私は考えてしまうところがございます。逆に、税収、収入から見ればどうかという考えもございます。

しかしながら、村の産業として考えた場合に、伸び代のある部門ではないか、この観光部門というのは伸び代がある部門ではないかというふうに考えます。他の産業部門と連携させることによって、いわゆる相乗効果も大きなものがあるのではないかと考えますけれども、観光に対する考えと、産業としての村の位置づけについて伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 13番上田議員の観光行政についてお答えいたします。

今ほど観光行政は抑え気味じゃないのかなんて言われましたけれども、決してそういうことではありません。観光とは、単にレクリエーションの場や宿泊施設などのみを示すものではなく、交流人口の拡大、滞在時間の延長により地域経済の活性化が図れる重要な産業と認識しております。西郷村には豊かな大自然や温泉など、誘客するための資源がたくさんあります。それらを有効に活用し、まず西郷村に来てもらうことで、村のよさを体験してもらい、認知度を向上させ、ひいては雇用創出や経済基盤の強化につながっていくものと考えております。

そんな中で、相乗効果とか、伸び代とか、いろいろお話ありましたけれども、それを頭に入れながら、観光行政に努めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま村長の考えを聞いて、少し安心する部分がありました。

さらに伺いたいと思うんですけれども、いわゆる西郷村において、西郷村の観光地はどこなのか、また観光地としての魅力を挙げるとすれば何があるのか、村長にちょっと確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 西郷村の観光地はどこか、その魅力は何かというご質問ですが、西郷村では、着地型観光と位置づけ、フットパス事業を推進しております。おととしは全国大会を開催したところであります。フットパスは、地元にある観光資源を掘り起こし、あるがままの西郷村を味わっていただくものです。福島県の「来て。」のポスターに由井ヶ原の星空の風景が掲載されていますが、そういった意味で、西郷村全体を観光資源と認識しております。

パンフレットなどにより、対外的にPRしている観光地としては、甲子温泉をはじめとした温泉、阿武隈川源流にある剣桂、雪割橋、西郷瀬、遊歩道などあります。また、その魅力ですが、一般的には、先ほど申し上げました自然風景などになりますが、ここについてもフットパス同様、住んでいる人にとっては当たり前の風景や日常が、観光客にとっては非日常であり、それが人を引きつけるものになり得ることから、様々な声を拾い上げ、その魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいまの答弁をいただいて、私もほぼ同じような考えでいます。

ただ、最近の傾向を見ていると、ただ自然が豊かとかというのだけで、観光客の方に来ていただけないのが今の現状かなんていうふうに考えております。これは、私が言ったんじゃないですよ。雪割橋に来られた方がよく言われるのが、以前の古い4代目の雪割橋を知っている方が言われるのが、なんだ、今の雪割橋、ただの生活道路じゃないのという話をされますよね。遊歩道を歩かれた方、アップダウンがきつくて、遊歩道じゃないんじゃないのと。歩いた後、車などに戻るのに、例えば追原のほうから入って、雪割橋のほうに抜けてこられた方は、じゃ、車が置いてある追原のほうに戻るときに歩いて戻るしかないよと。あとは、その案内板がない。足場が悪い。いろいろ批判的な、言われる方が多いんです。こういった声に、もっともっと、私も含めて村も耳を傾けるべきではないかなというふうに考えます。

今、いろんなお話を、答弁をいただいて、そういった情報を発信するに当たって、3点目のほうにいきたいと思うんですけれども、観光地として、誘客へつなげるための取組について、どうやって観光客の方を西郷村に来ていただくのか、その取組についてはどのようにお考えか、確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 誘客のための取組ということでありましてけれども、誘客につなげるための取組については、観光はあくまでも楽しみを目的とする旅行であり、西郷村においては1つの箇所止まる来訪者は少ないと考えております。つまりは、西郷村にも寄るが、会津や白河にも寄る。点ではなく線で誘客を図るべきであると私は考えております。

西郷村は、交通の便が大変よいことから、関東から会津方面に向かう場合には多くの方が通過しております。現在、通過されるだけの西郷村にならないよう、寄って、食べて、楽しんで、泊まっていただけるような取組を行っていきたいと考えております。

主な事業としては、今年度全国的に有名な大内宿を有する下郷町と共同で、東京において合同観光PRを実施し、また冬期間の宿泊施設への誘客を図るため、インターネット予約サイトを活用した宿泊クーポン発行、さらには国内外のインフルエンサーへのPR活動、台湾旅行会社への営業活動などを実施してまいりました。

令和7年度においても、これらの事業により集まったデータを基に、コンテンツの

作成、インバウンド対策事業、ウオーキングイベントの実施、合宿誘致への助成金の拡充、昨年、上田議員よりご提案いただいたフォトコンテスト優勝作品のホームページでのスライドショーなどを実施する予定となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 点ではなく面での観光ということで、今、答弁されましたので、私も同じような考えを持っていたんですけども、ただ、その後の大内宿を持っている下郷町さんということで、今、那須町さんと西郷村と下郷町さんで観光連携をやっていますけれども、そういった面でのお付き合いがあるので、下郷町さんというのは魅力的な部分もあるので、いいお付き合いができるのかなというふうに思うんですけども。

NHKの大河ドラマか何かで、松平定信公のことを取り上げるような話をちょっと聞いたんです。何か、芸能人の方が白河市に来られるということで、桜と一緒に見ませんかなんていうのを、ラジオで流れていたのをちょっと耳にして、そんなのやっているんだなんて思って聞いていたんですけども、いわゆる松平定信公絡みも一つかなと思うんです。今、村長が言うように、点ではなく面でということですね。

白河市にある小峰城、かなりの方がお見えになっていますよね。お城を見られた後に、松平定信公がつくられた日本最古の公園だということで、南湖公園にも行かれていますという話を聞きます。そうしたら、その流れで、じゃ、松平定信公が愛された温泉ということで甲子温泉を紹介してもらってもいいんじゃないかなと思うんです。その手前のいわゆる松平定信公が移動するときに休まれたという高清水の松とかね、ああいったところも一つの観光ポイントになっていくんじゃないかなというふうには考えます。

そういったところの取組がきちんと見えないと、観光行政に対して、先ほど、一番最初に申し上げたように、じゃ、村は何をやっているんだというふうになってしまうと思う。そこが村としては弱いと思います。

村長の答弁の中で、インフルエンサーによる情報発信ということだったんですけども、これはどのような情報を発信してもらおうのかということで、ちょっと考えてしまったんですけども、今の言葉で言うバズるという言葉があるそうですね。情報が急速にわーっと広がることをいうのかな。いいのかな。

このバズるって、私の年代ではちょっと分からないんですけども、これバズマーケティングから来ている造語なのかなと思ってはいたんですけども、いわゆる口コミマーケティングと言われるもの、どこどここのものおいしいよとか、どこどここの景色いいよとか、どこどここの旅館いいよという、その口コミがわーっと広がることをバズるというふうに言うのかなと思って考えているんですけども、そのインフルエンサーにどこをバズってもらおうのか。どこを口コミ宣伝をしてもらおうのか、これは村としてどんな考えがありますか。

ちょっと質問的におかしいんですけども、バズる、バズマーケティングということで口コミ宣伝ね、どこをインフルエンサーに口コミ宣伝をしてもらおうのか、村とし

てお考えがあれば伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

インフルエンサーを活用した、ただいまバズるという言葉が出ましたが、村において現在行った事業といたしましては、キャンプフェスなどにインフルエンサーの方をお呼びしまして、西郷村の魅力や食材関係、提供をしておりますので、そういったものを発信していただくということで、過去に行った経緯がございます。

また、新年度においても、インフルエンサーを活用した魅力発信ということでの予算の計上なんかもしておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 何か分かったなような分からないような、そもそも質問している側がバズるという言葉をよく分からなくてね、今ちょっと若い人に聞いたら、SNSによる情報拡散というのかな、そういうことみたいなんですけれども、SNSによる情報発信において、SNSを多く活用されている方とか、あとこれはラジオかな、ラジオで言っていたのはタイパという言葉が使われる方が多いんですね。これ、タイパって何といったら、タイムパフォーマンス、いわゆる検索に時間をかけたくない、だからSNSをぱっと見た瞬間に、そこに気になるワードがぼんと上がってくるような、そういう仕掛けをつくっていかなきゃいけないのかなというふうに考えるんですけれども。

要するに、私らも例えばどこかに出かけるといったときには、情報を検索するときに、有名な観光地などを検索して出かけたりもしますけれども、その検索する時間なるべく今は短くしたい。だからこの場合ですと、有名な観光地などはよく検索して、その場所に出かけると今申し上げましたけれども、出かけた先で自ら情報発信を行う、いわゆる来てもらった方に、西郷村はこういうところがすごいよ、ここがおいしいよ、ここの温泉はいいよ、そういう情報をいかに発信してもらうのかというところだと思うんです。

こうなってくれば、観光地としては最高じゃないかと考えられますけれども、あとは、今問題になっているオーバーツーリズムの問題もありますけれども、まだ西郷村はそこまでいかないと思うので、この辺のお考えをもう一度確認したいと思うんですけれども、具体的に、もう一度答弁願っていいですか。どこを情報発信してもらえばいいのか、どういう情報を発信してもらいたいのか。今、基本計画を立てている最中かと思うんですけれども、基本的な考えがあればお示してください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨といたしましては、情報発信ということで、西郷村の魅力をいかに外部に発信していくかということがあるかと思っておりますけれども、ホームページをはじめ、SNSとか、そういったものを通じて全国的に一気に魅力を発信することができるようなツールを使って、まだまだ西郷村につきましては、そういった活用についてこれ

からだとは思いますが、そういったところを今後考えながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁の中で、今後考えながらということで、というところで今引っかかってしまったんですけれども、いわゆる先ほど答弁の中で、インバウンドについての話ありましたよね。海外から来てもらう。これ、予算説明会の中でも、インバウンドについてのご説明を受けたんですけれども、福島空港に外国の航空機というのは週何便来ていますかとかという話をしたときに、いわゆる仙台空港も視野に入っていると、仙台空港からの、こちら西郷村まで来てもらうための方策も考えているということなんですけれども、具体的にはどんなふうにお考えなんですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

インバウンド対策ということでございますけれども、現在、福島空港のほうから週2便発着して、来年度も継続という話を受けておりまして、時間的にも朝早い便だったのが、若干遅くなるということで、ますます今年度よりは利用しやすいような時間帯の航空便が出るというような話は受けているところでございます。

現在、インバウンドといたしまして、福島県でいちばん外国人に人気のあるところが大内宿ということでインターネットの発表なんかもありまして、大内宿を絡めたインバウンドということで、福島空港からですと、玉川村から降りて、白河市、西郷村で、大内宿が目当てとなれば下郷町へというような形のルートがありますので、そこをいかに西郷村に立ち寄ってもらうかというようなコンテンツを作成したいと考えているところでございます。

また、仙台空港からの誘客ということで、仙台空港から会津方面を目的にインバウンドということで、外国人客が行くようなこともあるということで、旅行会社のほうから聞いておりますので、ちょっと足を運んでもらえれば、会津、大内宿、そして西郷村ルートで、またいわき方面とか、郡山方面とかというルートも考えられますので、そういった企画を旅行会社に提案して進めていければということで、予算なんかも計上してやっているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁を聞いていて、予算の割に効果が薄いんじゃないの？としか取れない。もうちょっとインパクトのあるものがないと、なかなか厳しいんじゃないかなと思いますよ。

これはもう10年ぐらい前の話かな、まだ雪割橋が4代目の頃の話でね、ここで話をしたのを今ちょっと思い出したんですけれども、いわゆる新幹線で首都圏から来られたお客さんが、新白河駅で降りられる。国道289号線を通って会津方面を観光されて、郡山駅で新幹線に乗って、また首都圏に戻る。その逆のコースもあると。雪割橋は、結構バスが来てくれるんですけれども、バスのドライバーさんに聞いたら、こ

こ時間調整なんだとはっきり言われました。新幹線の時間にちょっと余裕があるときは雪割橋に寄っていくんだと。ですから、そうになってしまうんじゃないですか。

福島空港に降りられた、いわゆる海外から来られた方が、じゃ、わざわざ西郷村に来てもらうための策、40分、1時間近くかかりますよね、福島空港からここまで、西郷村に来るのにね。さらには、仙台空港からだったら2時間半ぐらいかかっちゃいますよね。その時間を費やしてでも、西郷村に来てもらう。お隣の下郷町の大内宿に行ってもらって、その途中で寄ってもらいましょう、それでは話にならないんじゃないですかね。

ちょっと面白い話をしましょうか。私、2月の何日だったか、フットパスのスノーシューのやつで、ちょっとお手伝いでより道の駅のところに、その日は月曜日だったかな、午前中いました。何となしに外を眺めていたんですけども、観光バスが3台入ってきたんですよ、大型の観光バスね。いや、バス来た、珍しいなと思ったら、みんなトイレを使って、自販機でジュース1本誰も買わずに、みんなバスに乗って帰っていきました。それを見た瞬間に、前、観光バスのドライバーさんから聞いたのは、西郷村すごいんだよねと、何がと聞いたら、トイレがあるからいいんだと。トイレがあって、買物する場所も何もないと。だから、お客さんはそこでトイレを済ませば、すぐバスに戻ってきて、すぐ出発できるから、時間的ロスが少ないよと。そういう話を聞いたことがあるんです。

もっとすごいのが、首都圏から来たバスが、本来であれば那須高原サービスエリアで止まって、トイレを済ませて、またお客さんを乗せて会津方面に行く予定なんだけれども、宇都宮辺りで渋滞にはまって時間が遅れている場合は、那須サービスエリアで止まると、またソフトクリーム買ったり、何だかんだで時間がかかっちゃうから、そのまま通過してきて白河インターで降りて、図書公園の前にバスを路上駐車をして、トイレを我慢できない人はそこでやってくださいと。あそこも何もないから時間かかんなくていいんですということをドライバーさんが言われている。だから、西郷村ってそういう位置づけになっちゃっているんじゃないですか。ドライバーさんそのものが、一番私はインフルエンサーだと思うんですよ。いろんな情報を発信してくれると思うんですよ。

これは、また別な話をしますが、農業体験でうちのほうに来られた方が、東京の子どもさんたちが来たんですけども、そのときのバスのドライバーさん、うちで1時間半ぐらい農業体験をするということで、ドライバーさんは時間があつたと思うんですよ。ふと見たら、一生懸命着替えて自転車に乗って、村の中をぐるぐる自転車で歩いていました。バスの貨物室に折り畳み式の自転車を積めるということで、ドライバーさんはそうやって歩いて見ている。本当に、ドライバーさんのインフルエンサーが一番大きいんじゃないかなと思います。

また、質問に戻りますが、これは以前、東京で行われた旅行業者の方への観光PRを行う集まりに、私も参加させてもらったことがございます。参加された旅行業者の方が、真っ先に興味を示されるのが、花のある場所に興味を示されたというふ

うに記憶しています。西郷村の隣にいたのが平田村です。ジュピアひらたの芝桜のね。ちょっと離れたところに喜多方市の日中線のしだれ桜ですか、あのやつの大きな写真が飾ってあって、旅行会社のエージェントはみんなそこに集まっている。あと、福島市の花見山のところにも集まっている。最後の最後に、西郷村に申し訳なさそうな顔で来て、ちょこちょこっと話を聞いて帰っていったという、そういうイメージがあるんですよ。

ですから、いわゆる花のある場所も、旅行される方は興味を持たれるんじゃないかというふうに考えます。西郷村の場合、花の名所はどこにありますかという、台上の桜並木、今はすぐそばに太陽光パネルが並んでいる。太陽の国の桜並木、駐車場の問題がありますよね。こういったところは、今批判的なことばかり申し上げましたけれども、例えば桜の季節に太陽の国の敷地で活用されていない部分、ありますよね。そういったところを臨時の駐車場として使わせてもらう。こういった交渉などしたらどうなのかなというふうに考えます。

また、桜や山野草、草花が咲く場所周辺に駐車場用地として一時的に借り上げをするなど、地権者との交渉を行って、誘客につなげるべきだというふうに考えますけれども、そういったお考えはいかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

花のある場所が観光としては人出を集めやすいということでのお話だと思いますが、西郷村におきましても、桜というのは台上の桜、また太陽の国の桜など、イベントとしては観桜ウォーキングなどを実施して、桜を見て楽しんでいただくというような行事も行っているところでございますけれども、ただいま議員おっしゃいましたそういった場所、駐車場のスペースとか、滞留していただけるような取組をどうかということであるかと思っておりますけれども、ちょっと今後、その辺、まだちょっと考えていない部分もありましたので、桜のまず場所を選定し、どういったところに人を呼び込めるか、ちょっと調査検討をしてみたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 桜と言ったら、桜にこだわらないほうがいいですよ。私、桜と言ったから、桜にこだわっているのかもしれないんですけども、桜とか、いろんな草花ありますよね。例えば、勝負沢のほうに自分の庭をきれいにつくられて、ぜひ見に来てくださいという方もいらっしゃるんですよ。西郷瀬のそばでもお花をきれいに手入れしていて、ぜひ寄ってくださいよと、突然行ってもお茶を出してくれるとか、そういう方もいらっしゃいます。そういったところをピックアップをしていって、少しずつ広げていったらどうかなというふうに考えます。

そういうところに村も、もうちょっと小刻みに予算を使っていったらいいのかなと思うんです。何も大きなイベントを組んで、観光のためにお金を使いなさいよというわけじゃないです。今あるものをどんどん活用して、それをさらに広げていく努力をすべきではないかなというふうに考えているわけです。

さらに質問しますけれども、西の郷遊歩道について、これ、村民の方からお話を伺ったんですけれども、以前には桜を植えた場所があつて、その場所はもう一度手入れを行って、さらには河津桜と言ったかな、早咲きの桜から、山桜のように遅く咲く桜と、いろいろありますよね。長く桜を楽しめるような工夫をしてはどうかと。そのほかにも、様々な花を植えてみてはどうかと。さらには、以前栗の木を植えた場所があったが、改めて実のなる木も植えてみてはどうかというお話も伺いました。人を寄せるための一つの策ではないかと考えますけれども、これに関してはいかがお考えになりますか。もう一度伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西の郷遊歩道とかにいろいろな桜をはじめ、人を引きつけるような植物、花や木々など、植林といいますか、そういうものをしてはどうかというようなおただしかと思ひますけれども、場合によってはそういった考えもあるかと思ひますが、地域によっては、日光国立公園内ということで規制される場所もあるかと思ひます。今後、そういった植林をして、きれいな草木を鑑賞してもらふというようなことも考えていきたいと思ひますが、ちょっとそれに関しては、具体的に今どこにどういった草花をとひう話はできないところもございますので、ご理解いただければと思ひます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 理解しろと言われても、理解できない、今の答弁では。日光国立公園だから、勝手に植えることはできないとか、いろいろ答弁されましたけれども、この方が言われたのは、以前もやはり同じような条件だったはずだと言うんですよ。ただ、関東営林局か何かに足しげく通って、いろいろと話をさせてもらって、桜の木を植えさせてもらったんだと。そういった交渉をしてきたんだということを言われていたんです。これを言うと、分かってしまうから、あまり言いたくないですけれどもね。

そういうことを行うべきだと思うんです。観光に力を入れる、人に来てもらう、そのためにじゃどうしたらいいのかということで、日光国立公園だから駄目ですよ、花を植えるのはちょっと駄目ですよ、お金がかかるから駄目ですよ、それで本当に客に来てくださいといつても、来られないんじゃないかなと思つちゃう。やらないための理由を考えるんじゃなくて、どうやったらできるか、そのためにあなた方はいると思ひているので、努力していただきたいというふうに申し上げます。

続いて、雪割橋についてですけれども、私はこの土日、ちょっと別件で雪割橋まで行ったり来たりやっていたんですけれども、雪割橋について、橋の手前側の法面、大きな法面がございますよね。あそこにいわれる例えば芝桜を植えるとか、背の低い景観植物を植えたらどうかなというふうに考えたわけです。これは以前、カバープランツということでお話をさせてもらった記憶ありますけれども、そうやってきれいな花が咲くようなものを植えていただくことによって、雪割橋に来てくれた方が、花きれいだねというふうに情報を発信してもらえる、そういった取組というのはどのようにお

考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

雪割橋周辺の法面ということでございますけれども、一応今年度、雪割公園のほう
が完成し、条例のほうも上程させてもらっておりますけれども、そちらの公園のほう
にはアジサイを植栽しておりまして、春になればアジサイが見頃になるんじゃないか
なと考えているところでございまして、また公園内にモミジやイチョウとか、そうい
った木があれば、さらに映える、先ほど言ったようなバズる公園になるんじゃないか
という考えもありますので、そういったものを検討しながら、また道路に芝桜等の、
法面にですね、植栽をしてということでございますが、非常にそうならば魅力的な箇
所になるかと私も思いますので、その辺につきまして、今度検討してまいりたいと思
います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 検討していただくということで、前向きに検討していただける
というふうに勝手に理解をして、次の質問に入りたいなと思うんですけれども、一つ、
あの法面ね、今建設業者の方かな、お願いをして法面を刈っていますよね、草刈りを
やっていますよね。あれ、地元でやろうと思っても、なかなか傾斜がきつくて無理だ
ということで、村のほうに話はいつているかと思うんですけれども、そういった経費
も考えたときに、芝桜で一度覆ってしまえば、あとはそんなに手はかからずに管理で
きるんじゃないかと思うんで、その旨、申し添えておきます。

今、答弁の中にあった雪割橋の駐車場、雪割公園というんですか、そこについても、
小峰ライオンズクラブさんからかな、案内板をもらって設置してありますよね。その
看板のところにQRコードが貼ってあって、ONTABIとかといって、そこをスマ
ホでかざすと案内が出てくるということで、これはすごいなと思って見ていたんです。

それを見ていたときに、ふと思ったのが、駐車場から甲子のほうの山々が見えます
よね。ちょっと見えますよね。これは、雪割橋を渡って行って、真ん中辺に行くとき
よく見えるんですけれども、たまたまあの山の名前、何と言うんですかと聞かれた。あ
の山ってどの山と思って、間違えて教えるわけにもいかないしね、さて困ったと思
って、そのとき思ったのが、いわゆるQRコードをどこかに設置をしておいて、それ
をかざしたときに山々の風景が出てくる。その風景に山の名前が書いてある。そうい
う画像をスマホとかで見られれば、あの山は、あそこは甲子旭だねとか、赤面山だね
とか、赤面山はちょっと見えないのかな。ちゃんと名前が分かるような工夫をしては
どうかなというふうに考えます。これは、そんなにお金かからずにできると思うんで、
これは早急に対応すべきじゃないかなというふうに考えます。

そのときも一緒に思ったのが、雪割橋周辺を撮影した写真によるフォトコンテスト、
先ほど村長からも答弁ありましたけれども、こういったことも実施してはどうかなと
考えたんです。これも、いわゆるQRコードを読み取ることによって、応募してい
ただいた作品を見ることができる。その見た作品で、ご自身が気に入ったものに投票し

ていただく。本来であれば、現物を見ていただきたいと思うんですけども、なかなかトイレとか、あの場所を見ていると、写真を飾るような場所もないのでね、デジタルでも見ていただくしかないのかなと思ったので、こんな考えをしているんですけども、いわゆる応募された作品を見ていただいて投票していただく。コンテストに投票してくれた方には、抽選で記念品を進呈するなど、いわゆる先ほど村長が言われたような参加型の、着地型の観光地に仕向けていってはどうかなと考えますけれどもいかがでしょうか、考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほど、いろんな提案をいただきまして、本当にありがとうございます。雪割橋手前の法面なんていうのは、まさに芝桜を植えて、活着すれば最高のロケーションかなと思っております。

また、今言われましたように、QRコードを撮って、私もあの山どこかなと、時々行くんですけども、そのように感じておりますので、できることはすぐにやっていきたいと考えております。コンテストもそうですけれども、やれることは早急に対応していきたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま13番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番上田秀人君の一般質問を許します。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 続いて、（4）の旧キョロロン村・ちゃぼランド西郷の跡地の活用について伺いますということですが、村としましては、旧キョロロン村・ちゃぼランド西郷の跡地は今後どのように活用を考えているのか、まずお示してください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 旧キョロロン村・ちゃぼランド西郷の跡地の利用ということですが、キョロロン村・ちゃぼランド西郷の活用方法ですが、昨年議会の議決を経まして、底地を国の森林管理署から買受けできたことから、今後は村が主体となって当該地の活用方法を検討してまいりたいと考えております。

具体的にはということですが、今後ワーキンググループなどをつくって様々な角度からご意見を伺い、それらを集約して方針を決める予定となっております。

ただ、大規模工事については、当初計画していた森林スポーツ公園をベースに、できるだけ施設を活用してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） まだははっきりと方向性は決まっていないということで理解したいと思うんですけれども、今答弁の中にあつた森林スポーツ公園、基本設計を委託するような予算も計上されていたかなと思うんですけれども、隣町の観音沼森林公園がありますよね。あとは、郡山市にも同じような森林公園があるというふうに理解しています。さらには、埼玉県ですね、武蔵丘陵森林公園という大きな、これは国営でしたかね、大きい公園がありますよね。ここはいろんな施設が整っているなというふうに思うんですけれども、そういったところを十分に検証をして、職員の方に見ていただいて、いろんな策を練っていただければなというふうには考えております。

せっかく取得した場所なので、きちんとした活用をしていただいて、いわゆる観光行政の目玉になってくれれば、甲子地区のさらなる発展につながっていくのではないかなというふうに考えます。

取りあえず、まず1点だけ村長に確認したいのは、より道の駅、先ほども話しましたけれども、あそこ、よくイベントなんかで使っているようなんですけれども、取りあえずあそこで電気と水道、この2点だけは使えるように、早く復旧をしていただきたいなと思いますけれども、村長はいかがお考えになりますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） これから観光シーズンになりますので、今、議員のご指摘のとおり、早急に電気、水道の設備を整えていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 早急に電気と水道、整備をしていくということで答弁をいただきました。

先ほども言いましたように、トイレをただ使って、そのままずっと帰られてしまったんではもったいないので、せっかくあるより道の駅はもうちょっとうまく活用して、地域経済につながるような、観光振興につながるような、そういった具体的な取組を検討していただきたいなというふうに申し上げて、次の質問に入ります。

続いて、農業行政についてということでございますけれども、農業行政の1点目、水田活用の直接支払交付金の飼料用米への助成制度についてということで質問を入れています。これに関しては、昨年11月に、財務省は財政制度審議会で農業予算について報告をしております。その内容が、非常にショッキングだったものですから、ちょっと目に留まったものですからお話をしますけれども、昨日の小澤議員の一般質問の中にもありましたけれども、まず1点目として、食料自給率は、自給率は意味がない。金がかかり過ぎるとして政策目標を放棄しろ。水田政策は飼料米を自給率向上からも非効率と断定し、水田活用交付金の対象から外せ。米の備蓄、政府備蓄米は100万トンから80万トンに減らせ。ミニマム・アクセス米を主食用に回せ。家族経営農業はお荷物産業だとして構造転換を求める。こんなふうに、財務省の諮問機関

であるところから答申が来ているというふうに新聞に載っていました。

昨日の一般質問の内容とはまさに真逆な内容だなというふうに私は理解をしています。国の新年度の予算の中で、まだ参議院の審議中だとは思いますが、水田活用の直接支払交付金の要件見直しの方向性については、村としてはどのように把握されているのか、確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金の飼料用米への助成制度についてのご質問でございますけれども、農林水産省では、令和9年度から水田を対象とする水田活用の直接支払交付金について、いろいろな農家の方から問題視をされていた5年に一度の水張り要件は求めないということとなりまして、作物ごとの生産性向上を支援する仕組みとして、田畑に限らず支援をすることが検討されております。その中で、飼料の生産は、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りトウモロコシなどを振興する方針とされ、飼料用米の助成などは縮小されるのではないかという懸念が出ているところでございます。

畜産農家の方からも、高騰する輸入飼料からの国産飼料への利用転換と、主食用米の需給調整の面からも支援継続が望まれており、現状の支援水準が維持されることが一番ではありますが、詳細については、今後示されるものとなっております。

村といたしましても、水田活用推進事業で支援の上乗せ助成を行っておりますが、今後、状況によっては支援の見直しを行ってまいります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 5年に一度の水張りは外れたということで答弁ありましたけれども、これね、勝手すぎると思いませんか。2年前かな、5年に一度、水を張らないと補助金をあげませんよと、3万幾らだかのお金を交付しませんよという話でしたよね。それを受けて、水路とか土手をまた水田に水を張れるように直した人がいるかと思うんです。全くもって、そういった方の苦労を全然国はもう見ていない。そういったことに対して、私はすごい憤りを感じますよ。

それと、さきに申し上げましたように、食料自給率の話とか、そういったものに関しても、全くもってどこを見てやっているのか分からない。そういった政策の下に、村は、村としての農業を確保していかなければならないということで、今答弁いただいたんですけれども、いわゆる国が交付金を打ち切った場合は、制度を見直さなければならないというふうに答弁されましたけれども、そのお考えで本当によろしいんですか。

私は、これまでずっと続けてきたやつを突然にぽんと切ってしまって本当にいいのかと、いわゆる水田が持つ多面的な機能ってありますよね。それと耕畜連携、いわゆる畜産農家の方との連携とか、いろいろやってきましたよね。今、答弁にもありましたように、畜産農家の方は今飼料がかなり高騰して本当に厳しい。そういった中で、じゃ、国が交付金を打ち切りました。じゃ、それに合わせて村も打ち切ります。果たして、本当にそれでいいんですか、もう一度確認します。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

国の支援がなくなった場合の取扱いでありますけれども、ある程度の支援は考えていかなければならないということを考えております。また、全額村単独で行うことは、予算的にも厳しいということも考えておりまして、そんな中で、議員おただしのかつて基金の積立てについてのお話がありましたので、その辺については、現在畜産振興基金がありますが、農業全体で利用可能な基金への再編などを含め、整理し、村の農業を次世代に引き継ぐためにも農家を支援し、持続可能な農業を図れるよう政策を進めてまいります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、村長が基金創設、整備とかというお話がありました。そこに非常に期待する部分が大きいです。恐らく、国は交付金を打ち切ってくるのではないかなという予測が非常に強いです。先ほど申し上げたその審議会の建議というんですかね、これをやっているのがいわゆる経団連の人たちですよ。ですから、農業に関してはもう全然興味もないような方たちばかりですよ。そういった人たちの意見を聞いて、財務省はその方向に動き出してきている。国も国家予算が厳しいというところで、切れるものはどんどん切っていこうという考えなものですから、非常に先が細いなというふうに感じるわけです。

今、村長が答弁あったように、基金など整備をして、村としてもできる限りということですが、何度も申し上げますけれども、いわゆる水田の持つ多面的な機能、それと畜産農家としての今餌が高騰している、こういったところに早急に対応を考えて、今からもう準備を進めていくべきではないかなというふうに考えます。

続いて、次の質問に入りたいと思いますけれども、特産品についての考えということで伺いたいと思うんですけれども、まずこの特産品について、私はこの西郷村で生産される農産物の全てが特産物だというふうに考えているところでございます。

そこで、村長に伺いますけれども、この2月期において、まるごと西郷館に村長は行ったことございますか。行ったのであれば何回ぐらい行かれたか、ちょっとお答えください。伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

何回か行っております。最近ではちょっと足は遠のいておりますけれども、時々行っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 突拍子もない質問でね、今、村長が何度か行かれているということですね、答弁をいただいたんですけれども、いわゆるまるごと西郷館の中に、1月末から2月、ちょうどこの3月の頭ぐらい、西郷村産の農産物ってどのぐらいあったのかなというのが、村長はご覧になったことがあるのかなと思ったんですけれども、そういう意識で見られていなければご記憶されていないと思いますので、いわゆる冬

の期間の農産物は、まるごと西郷館で販売する品数をもっともっと増やすべきじゃないかなと思うんですよ。西郷村産のもんですよ。

ちょうど2月から3月にかけて、まるごと西郷館に行ってみますと、白河とか、あとは西郷農業公社ということで、どこかよそから入れられたものが販売されている。それを見ていて、西郷村の農産物販売所だよなと思ったときに、西郷村のものがなとちょっと寂しいなと。そのためには、じゃ、担当課として、生産コストをいかに抑えながら、農産物をいかにまるごと西郷館に供給してもらえるか、出荷してもらえるか、そのための努力をどのように取組されているのか、確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先日の一般質問で答弁させていただきましたけれども、まるごと西郷館におきましては、生産額でいうと約50%が西郷村のもので、品数でいうと大体6割強のものが西郷村のものということで、先日答弁させていただいたところでございますけれども、どうしても野菜等、また果物等につきましては、季節によるところも大きなところがございまして、西郷村で生産された野菜、お米なんかも含め、業者さんに取引先がある場合にはそちらに優先的に、契約上、出荷しなければならないということもあるかと思っておりますけれども、自家菜園とか、そういった小規模でやっている方につきましては、なるべく直売所などを利用して収益につなげてもらいたいというような目的が直売所というような、大まかな基本的な考えでございますので、そういった小さな農家さんなんかにいかに出してもらえるかというような取組を続けてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 前、道の駅の話をしたときに、東京八王子の道の駅の話をした記憶があるんです。ここでね、本当に昔の話ですよ。そのときは、道の駅をつくる前に八王子市役所の担当の職員の方が、近傍の農家さんを回って、作物を作ってくれと、農産物をもっと作ってくれと、あなたが作ったものを道の駅で売りたいんで、作ってくださいと回ったそうです。それによって、八王子の道の駅というのは成功したという話を聞いたことがあります。

隣的那須町の伊王野の道の駅もね、やはり当時職員だった方、その後議員になられているんですけれども、この方がいろいろ努力をされて、今のベースをつくったというふうに聞いております。そういった努力がちょっと見えない。もうちょっと頑張っていたきたいというふうに思うんです。

先ほど、2月という話をしましたが、私が住んでいる川谷地区というのは、うちのところで標高570メートルぐらいなんです。かなり寒いんです。氷点下で、今年見ているとマイナス6度とかと記録していますけれども、その場所で2月頃に白菜をちゃんと出荷できる人がいました。大根も出荷できる人がいました。やりようによっては、そうやってできる方がいるんです。そういったものを、その方は多分篤農家

で、技術を教えないという方じゃないと思いますので、そういった方から情報をいろいろ聞いて、担当課として各農家を回って、こういうふうに作ってもらえませんか、年間通して西郷村産のものをずっと並べていきたいんだというお話をしてはどうかというふうに考えるんですよ。

夏のスイカとかね、そういうものをこの時期に出せなんていうことは言いません。いくらボイラーたいても、そんなのは間に合わない。ちょっと工夫をすればできるものを作ってもらいたい。そういったために尽力をしていただきたいなと考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

年間を通してまるごと西郷館のほうに、商品を豊富に品ぞろえをそろえてという話でございますけれども、議員おっしゃるとおり、そういった直売所につきましては、いかに品数があるかどうかで、今後、売行き等が衰退してしまったりなんかもするものですので、それは非常に大事なところだと考えておりまして、今現在は農業公社のほうに指定管理ということで出しておりますけれども、議員おっしゃった、いかに品数を豊富にそろえるかというところで、今後改めて十分に検討してまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 答弁が弱い。私が言っているのは、いかに西郷村の農家さんがあそこに品物を出してもらうか、冬期間というのは、そんなによそから来る人って少ないと思うんですよ。地元の方が消費してくれると思うんです。ですから、地元のものを地元で消費してもらって、フードマイレージとかという言葉もありますよね。あとは、農産物を村内で還流することによって、そこから生まれるお金も、村としては税収に上がってくる部分もありますよね。そういったところをもっと着目してやるべきだというふうに考える。そのためにあなた方がいるんじゃないんですか。

別に、補助金を出せとか言っているわけじゃないんです。各農家を回って、そういう技術を習得して、習得というか、そういう話を聞いて、そういったものを農家に伝えて頑張ってもらって。先ほど言いましたように、私のところで標高570メートル、米地区ですともっと低いですよ。標高差で百五、六十メートル出ると思いますよ。そうすると、気温差で1度から2度ぐらい違ってきます。車の温度計で見ていると2度ぐらい温度が違うのは分かりますので、その温度差を活用すれば、同じ作物であっても時間差で出荷ができる。そういったことを工夫をすべきだというふうに申し上げている。

これを言っても、堂々巡りになってしまうかと思いますが、本当は今回の食料供給困難事態対策法も取り上げたいなと思ったんだけど、通告をしていなかったもので、これに関しては次回の一般質問の中で取り上げたいなと思いますけれども、この食料供給困難事態対策法ね、私、花農家をやっていますけれども、花農家に対して、緊急事態が発生した場合には米や芋を作れ、国がそういう指示をできる、そんなふざ

けた話があるのかなと思って聞いていたんですけども、これに関しては次回の一般質問の中で取り上げたいと思ひまして、今日はこれで終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

次に、通告第5、11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

◇ 1 1 番 鈴木勝久君

1. 村長の政治姿勢について

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 1 1 番鈴木勝久です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、議長に申し上げたいのですが、質問の順番を変えさせていただきたいなと思っております。なぜかと申しますと、前回、1 2月の一般質問に上げておりました第三セクターの経営の総括についてが半端で終わったものですから、今回も半端というわけにいきませんので、第4に書いてある西郷村第三セクター経営の総括についてを1番に繰り上げて質問させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（真船正晃君） 了解しました。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） それでは、質問させていただきます。

1番目に、西郷村第三セクター経営の総括についてでございます。

前回、1 2月に質問をしたのは、早口で皆様、なかなか分かんなかったと思うんですけれども、協定書の話、その中の3 2条の話とか、温泉健康センターの話、備品の話、社長の権限の話とか、破産した会社をなぜこの制度でやっていったのかとか、そういう話をもろもろしてきました。もう一回、改めてその件についてお話ししたいと思います。

まず、これを前提にしてお話を進めていきたいと思うんですけれども、まず第一に、企業が倒産するということは、どういう状態のときに倒産するか、これをまず村長に答弁していただきたいと思うんですけれども、お答え、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 1 番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

今お話されたのは、企業が倒産する場合は、どういうことかということですが、幾つか挙げるとすれば、資金繰りの悪化、それから過剰な負債、経営戦略の失敗、法的問題、事業継承者の不在、これらの要因が単独あるいは複合的に作用し、最終的に倒産に至ることが多いものと考えられます。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君の再質問を許します。

1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） いろいろ今、村長が申し上げましたが、それは当然どれも当たっておりますけれども、話は簡単なんです。銀行が引いたとき、要は融資を止めたときに会社が倒産するときなんです。だから、銀行が融資を続けていれば、企業は倒産をしない、これが一般的な常識でございます。

何を言いたいかというと、以前、高橋村長の前の村長が社長をやっていたときの経営の仕方なんですけれども、完全に西郷観光株式会社、もう失った状態ですね。まずはじめに、元年から始めました。キョロロン村として起こしました。平成5年、5年たったときに、債務超過に陥っています。本来ですと、ここで銀行は手を引く状態なんです。だから、ここでアウトのはずなんです。

次に、平成6年にちゃぼランド西郷を、それにもめげず、ちゃぼランド西郷をオー

ブンさせました。翌年、6億3,000万円近く借金をつくって、2年目ですね、平成7年で、もうにっちもさっちもいかないような状況まで追い込まれております。このとき、累積赤字が6億2,500万円、利息だけで3,000万円支払うようになってしまったんですよ。平成11年、この平成11年のときはもう11億の借金に膨らんでいます。大成建設に6億1,000万円、債務保証をさせて、平成16年に大成建設は債権を放棄、6億1,000万円放棄して、一切関わらなくなった。そのときに、東邦銀行、常陽銀行も同じく西郷村は債権の放棄を迫った。銀行もそこから離れた。これが、今までの流れでございます。

その後、平成17年、平成18年ぐらいから指定管理が西郷村で始まったんですけれども、この指定管理の手続等に関する条例というのがあるんですけれども、この中で事業収支とか事業状況を説明するとか、出させているんですけれども、公募が原則だったんですね。ただ、それもどういふわけか、潰れたもう幽霊状態の会社をこの指定管理で迎え入れた。だからもう、出だしからもうめちゃくちゃな会社だったんですね、西郷観光株式会社。

ただ、その中の大株主は西郷村であります。その責任者、最高責任者は村長で、平成17年ぐらいまでですか、西郷村の村長が社長をされていた。こういう状況で、前回言ったのが、だから西郷村村長、相当な権限を持っているのに、こういう潰れた会社、幽霊会社をずっと使って、採用していた。最後に、この指定管理プラン、ブレインファーム、これはしっかりした会社で、ちゃんと経営分析をなさった。これは、高橋村長が迎え入れてつくったあれだと思うんですけれども、これによって本当の事実が明らかになったというか、その内容を行政は理解した。それで、このままでは駄目だということで、村は融資というわけじゃないですけれども、そこに補助金を出していたのを打ち切った。

これが大体の流れなんですけれども、そういうことで、前回はなぜこのような、世間で言われている会社をいつまでも存続させたか、この責任は相当重いと思うんですよ。その大半は、社長である村長がずっと権限というか、私から言わせると最後までなんですけれども、持って、これを運営していた。村民の健康増進という下にやっていたが、その中で議会のほうは百条委員会等々を立ち上げて、この経営はおかしいんじゃないかということで何回もやっても、令和2年まで続いた。

令和2年なんですけれども、これもおかしいことで、向こうが旗を上げたのは損害賠償金、東京電力の損害賠償金がなくなってです。コロナになったのは令和2年からなんですけれども、コロナが始まりかけたとき、コロナのせいにしてやめたんです。実質もう、にっちもさっちもどこでも金貸してくれない。それもこの指定管理の制度まで変えて、西郷村は前金、前金として4か月分ずつ、前金で西郷観光株式会社に金を払っていた。こういう状況で、どこを取っても西郷村がやってきたこの事業、相当間違っていたと私は思うんです。何回も読みました。だから、言うことはいっぱいあるんですけれども、大体そのような流れで。

この債権放棄した企業、これ、最後にここをしたいんです、もう。ここ、村長が関

わっていないからね。高橋村長は関わっていないんですけれども、この債権放棄した企業、もう幽霊会社を、なぜここに使ったかというのを改めて質問したいんですけれども、なぜこの企業をいつまでも使い続けたか、その辺のことについてお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

債権放棄した企業に、なぜ指定管理者として選定したかということでありますけれども、この件につきましては、令和3年2月16日に開催されました全員協議会においても、西郷村甲子地区における西郷村第三セクター経営についての総括報告及び温泉健康センター等施設の状況についてということで、同様の質問が出ておりますが、西郷観光株式会社は、平成15年に債権が金融機関から整理回収機構に譲渡され、平成16年に企業の債権放棄により、債務処理が行われています。

キョロロン村及びちャぼランド西郷は、村民の憩いの施設として長年愛着を持たれ、村のシンボルともいえる施設であったことから、事業を廃止するわけにはいかないということで、平成18年に指定管理という制度を活用して、事業者の選定がなされております。指定管理については、西郷村公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例及び西郷村公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則に基づき、候補者が選定されたわけですが、公募に当たり、何者か説明を聞きに来たということですが、実際に手を挙げたのが1者のみで、西郷観光株式会社が指定管理を受けたという経過でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私もこの指定管理者の指定の手続に関する条例を読んでおります。今、手元に持っておりますが、これの候補者選定について、こういう会社を指定してもいいという答えはどこにも見当たらないんですけれども、選定に当たって、留意した点、村でございますか。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君、もう一回、質問をお願いします。

○11番（鈴木勝久君） 今、手続の条例を見えています。これ、まずは公募にきなさいというのを書いてありますけれども、その後、候補者の選定要件が書いてあるんですよ。こういう条件でないと選定できませんよという、能力があるとか、いろいろなやつが5項目ぐらい書いてあるんですけれども、それに当てはまりますかという言い方なんですけれども、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま11番鈴木勝久君の一般質問の途中ではありますが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 鈴木勝久議員の質問にお答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、平成15年6月の地方自治法改正により制度化をされまして、西郷村におきましても、平成18年度から村の公の施設の一部を指定管理の制度を導入して管理をしているところでございます。

指定管理をする際には、村のほうで条例、規則がございますので、それに基づいて手続を進めてまいっております。また、指定管理の申請者の資格としまして、自治法施行令のほうに規定されています競争入札の参加資格を有する者、あと村の工事等の請負契約に係る要項に定める指定期間の指定停止期間中の者でないこと、会社更生法及び民事再生法の手続が開始の申立てがされていないこと、あと村税について滞納していないこと、暴力団またはその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等でないことなどが資格として定められており、また選定する際の基準としましては、公の施設の運営が利用者の平等利用を確保できるものであること、公の施設の効用を発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が見込まれるものであること、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであることといった選定基準を、村の指定管理者の選定委員会のほうで、応募をしてきた業者さんの事業計画等も併せて審査をして、決定をし、議会の承認をいただいた上で選定をしているということでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、あまり言いたくないんですが、ありきでやっている条例手続というか、条例なんですよ。平成17年12月に最初につくって、平成27年に改正してありますけれども、普通だったらこういうふうに潰れた会社、実際村長を含め、一番悪いのは村長だと思っているんですけれども、村長をはじめ、この西郷観光株式会社、もう1回潰れた会社なんですよ。その構成員が変更されないまま、使うというのは、どう見てもおかしい。この条例も、私はおかしいと思います。

これ、過去の話です。ですから、ほじくりたくないんですけれども、行政というのは、議会が認めた、議会の賛同を得た、それによって責任を免れようという嫌いがあるって、基本的に村長が執行権を持っていたり、予算の提出権、いろいろな面で地方自治は村長に大分権限があるんですよ。この西郷観光株式会社も、本来西郷村が所有、途中から、大成建設から西郷村に移った時点で、西郷村が相当な権力を持った。16.何%の株を所有するようになって、西郷村というより、西郷村長が主導できる立場にあった会社なんですよ。だから、どうするの、村長が本来でしたらどうにでもできる会社だったはずですよ。

それで、このように至った。それはそれで、そこを、じゃ、いろいろ掘り下げる部分はいっぱいあるんですけれども、それを西郷村に相当な損害を与えた。西郷村というより、これ、納税者ですよ。納税者に多大な被害をもたらしたというか、損失を与

えたと私は思っています。

ですから、この責任、誰が取るんだという話で、これ、村長が社長というときに、以前、同僚議員、もう平成初期のほうに質問した議員がおりました。これ、失敗しているんだけど、潰れたら誰が責任取るんだという、これを以前にも先輩が2回ほど一般質問に立って質問していますけれども、その都度かわされて、健康増進のため、健康増進のためと言って、1億円近いお金を毎年つぎ込んでいたということになるんですね。

そういうものがあつたんで、行政、これからいろいろあるじゃないですか、第三セクターとか何とか、道の駅構想もありますし、ほかにもありますけれども、関わったことが村が主導でやると、村の村長責任になると思うんですよ、最終的に。いくら議会でそこで可決されたと言いながら。ですから、その辺をきちっとしていきたいし、責任の所在は、潰した以上、はっきりしてほしいなと。これは、私一個人じゃなくて、村民が望む言葉だと思います。その辺を、ちゃんと本当は決着をここでつけたいなと思っているんですけども、村長、これ、難しいですか。この責任、前村長がやった責任ですけども、これを誰が取るんだという答えは出しづらいですか。

そういうことで、大変難しい問題でありますけれども、本当にこの責任の所在をしないままに、だんだん来たのがこのシステムだったのかなと思っております。これ、話すとずっと長くて、これのとき誰だ、これのとき誰だという話になりますから、次にいかせていただきます。これ、残したままですよ、誰の責任だというのを。

続きまして、これは高橋村長からの課題になりますけれども、途中でこの指定管理のシステムを変えて、前金制度でもいいよというのを無理くりつくっちゃったんですよ。村と西郷観光株式会社で。それで、これ、何回も問題になったんですけども、令和2年に四半期分として委託料983万220円、これを家族旅行村並びに温泉健康センターに前渡金という形で4月7日に渡しています。この金、どうなったんですかという話です。回収できたのかという話です。

これは、第三セクター検討委員会での償還分は、秋元氏、須藤相談役より西郷観光株式会社に経営状況の報告があつたのは3月26日、このときどういうお話があつたのか、それで4月1日に、令和2年度の協定書を締結したと。締結しているんです。その後の4月7日にこのお金が支払われているんですけども、私は、これ、5月、6月分だと思っていたんですけども、執行部側は、いや、4月、5月は運営していたので、6月分だけだということで、それは4月30日に解雇したんですよ、従業員を。そこでもう運営していなかったんですけども、いろいろの資料を見ますと、5月も活動、秋元社長以下、何人かが活動していたということで、5月分も入るんじゃないかと執行部側が言っているんですけども、このことについてどうなったかお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

6月分の回収が行われていないというご指摘でございますけれども、指定管理料に

つきましては、3か月分を一括して前払いをしておりましたが、村といたしましては、6月は営業していないことから、指定管理料の返還を求めておりました。令和2年11月、当初は特別清算により破産者の不動産、その他の資産の処分、換金がなされ、優先的破産債権である村税などの公租公課等の支払いがなされました。その後、残った現金について、村を含む債権者に対し、弁済の協定案が示されたところでございますけれども、最終的に協定案が成立する見込みがなく、裁判所において、令和5年3月6日、裁判官の職権で破産手続に移行され、残りの現金につきましては優先的破産債権に全て充てられ、指定管理料の返還は断念となったところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、返ってこなくて残念。

○議長（真船正晃君） 断念。

○11番（鈴木勝久君） いや、こっちは残念と聞こえたんですけども、これは誰が責任を取るんですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

指定管理料の返還を求めていたところ、裁判所の職権で破産手続ということで、これにつきまして、誰が責任を取るのかという責任の所在につきましては、特になんていうことになりません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） こうなると、本当に納税者の側に立つと、ふざけてんじゃねえという話になるんですよ。その前に、村長と向こうの社長の秋元氏と須藤氏が状況説明に西郷村に来たと、1週間ぐらい前に。そのとき、協定書は4月1日、決めたんですけども、村長と向こうの経営者側、社長とどのような話を交わされたかは、村長、記憶に残っていますか。

村長が、基本的にこの西郷観光株式会社の筆頭株主なんですよ、西郷村が。村長は取締役で、そこに入っているんで、社長、相談役が来ていたら、当然その中でそういう話が行われたと思うんです、これからどうするという話が。要は、4月30日には解雇したんですから。コロナのせいでできませんみたいな。ただ、私が思うには、その前に東京電力の賠償金がなくなったから潰そうと、もうこれ以上できないという、だってその前の年の令和元年はもう前借り、前借りですから。東京電力の賠償金をもらっていたときは、これ、面白いんですけども、平成24年、平成25年あたりになると、その賠償金を相当な、一括で2回ぐらいしかもらっていないのに、あまり利益が出ちゃうととって10年分ぐらいに分けたんですよ。それで、そのときを見ると、賠償金が3,000万円、こっち側が5,000万円、8,000万円、人件費で払っているんですよ。

そのとき、8,000万円もあって、仕事はほとんどしていなかったんですよ。だって、原発の影響でお客さんは来なかったから。だから、本当は単純で考えると、

人件費を東京電力、西郷村側から負担してもらっているんですから、単純に言えば完璧な黒字経営のはずなんです。それをずっと3,200万円とか、2,400万円とか、4,000万円とかマイナスにしていたんですよ。利息とかの計算もあるんでしょうけれども。

そういう状況であるのはご存じなはずなんで、村長は、本当はこの西郷観光株式会社の中で社長とか皆様とお話をしてなかったらおかしいんですよ、今後どうするんだという話を。令和2年4月7日に金を渡すときに、今後どうするんですかという話を、その前の協定書を結ぶときなんですよけれども、4月1日にこの後どういう方向でいくんですかという話をしていなきゃならないですね、村長も取締役の一員でもあるし、筆頭株主でもあるんですから。それをしないで、ただ四半期分、ただ900万円を渡すはずがないんですよ。四半期分渡すということは、これからも継続していつてくださいねという意味合いがあると思うんですよ。村長はそういう気持ちで、この980万円を渡したということなんでしょうか。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

キョロロン村については、平成元年、そしてちゃぽランド西郷、平成6年というところで、当時、甲子の活性化、健康増進という考えでスタートしたところであります。そのとき、令和2年度については、やはり前払い金を払うということは、火を消すわけにはいかないから、頑張ってほしいという思いで、頑張れよという激励をしながら前払い金を払った次第であります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、村長、4月30日に解雇しましたよね、残り9名。社長以下、社長だけ残して9名を解雇しましたけれども、そのときの相談は受けていたんですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

そのときになって、もうこれは無理だなという判断、役員が集まったときに決断した次第であります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それまでは相談がなかったということなんですよ。これ、前々から、令和元年6月に退職金やボーナス、これを何とかしていただけないかというお話が、秋元氏よりあったと書いてあるんですよけれども、疑問に思うんです、ずっと。退職金とかボーナスが、資料を見るとずっと出ていたんですよ。赤字をずっとしていた会社が、ボーナスを出していたんですよ。不思議なんですよけれども、その無心に、これは令和元年に戻っちゃうんですよけれども、体質的にずっと、これも何かおかしいなと思って、それを認めている、そこに取締役で村長がいたわけですから、こういうのを見たら、ちょっと普通の常識では考えられないと思うんですよけれども、その辺ももしかしたら村民の方が見たら、不思議な会社だなと思うんじゃないかなと思

ます。

じゃ、これ、誰の責任でもないということで、これは閉めちゃっていいんですね、取れなかった分。取れなかった分ということは、そういうことです。

もう一つは、村長は目にしていると思うんですけども、臨時株主総会、資料に 180 万円、買掛金、西郷観光株式会社が西郷村に買掛金 184 万 5,200 円、これは税理士法人イカワ会計が作っていただいた最終的な資料なんですけれども、財産目録及び貸借対照表の承認の件について、ここにも西郷村から 184 万 5,200 円借りていることになっているんですけども、これ今、担当課長に聞いたら、何の金か分からないと言ったんですけども、事実ですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃっている買掛金ということで、西郷観光株式会社の総会か、決算かの資料をご覧になっているかと思いますが、村のほうでは把握はしていないところでございます。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） 村長は、この臨時株主総会、令和 2 年 7 月 12 日に、温泉健康センターで開いたこの総会には出席されていますよね。村長は、これをどのように説明を受けていたんですか。西郷村の買掛金の未払金という処理なんですけれども、184 万 5,200 円。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 突然言われた件なんですけれども、出席したのは確かだと思います。その説明を受けたかどうかは、ちょっと確認、記憶にないところであります。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） じゃ、ここで次にいきますというのもおかしい話なんですよね。こういうのをしっかりと、責任者、最高責任者として把握していなかったのは、本当に落ち度だと思うんです、私から言えば。しっかり、どうもこういういろいろの、前の村長もそうなんですけれども、何かこの経営、内容については、村長は第三者的な立場でしか見ていないのかなという、責任を持って、私がこれを何とかしなきゃとか、当事者意識を持ってこの任に当たられなかったのかなと、私、想像しちゃうんですけれども、もうちょっとしっかりしていただきたいなと、ここでも思います。これの責任はどうなんだという疑問が一つまた残りました。

続きまして、第 4、これは前回言った話なんです。

議長、これ、皆様に協定書の資料の一部、抜粋したやつを議員の皆様に見ていただかないと、これからしゃべる内容が分かんないと思うんで、すみませんけれども、資料を要求していたんで、配っていただいてよろしいでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 25 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後１時２６分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 再度指名いたします。１１番鈴木勝久君。

○１１番（鈴木勝久君） これは、令和２年度４月１日に、西郷村と西郷観光株式会社で取決めになった管理運営に関する年度協定書でございます。これのまず温泉健康センター、３８条、施設等の引渡しというところですね。乙は、指定管理者の指定の期間を満了し指定管理者として管理が行われなくなったとき及び第２４４条の１１項の規定により、指定管理者の指定を取り消されたときは、ここからが大事なんですよ、温泉健康センターの施設、設備及び物品を甲の指定する日までに原状に回復した上で、甲に引き渡さなければならないと書いてありますね。

この次に、家族旅行村についてです。３２条、こっちは家族旅行村です。指定の取り消されたときは、家族旅行村の施設、設備及び物品を甲の指定する日までに原状に回復した上で、甲に引き渡さなければならないということで書いてあります。

その３２条には、３２条、こっち側でいえば３９条、それで指定の指定業務の引継ぎというのがありまして、ここから読み取れることは、建物、設備、備品、これは指定管理を外されたときは直ちに村に返還すべきという解釈で私は受け取ったんですけども、現状を見ると、全て、全てと言いませんけれども、備品等については中が売却された状態であります。がらがらになった状態でございますけれども、この解釈からすると、全て現状のまま置いて、壊れたところとか、そういう支障が来すことは原状に復帰した上で、甲というのは西郷村ですね、西郷村に返還しなさいということなんですけれども、なぜこの中の備品等々は売られてしまっているのか、現在。このことについて質問いたします。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

備品についてということでございますけれども、備品につきましては、この協定書には２３条の備品の取扱いについてということで定めておりますが、指定管理料を備品購入に充てた場合は、その備品は村に帰属するというふうに記載されております。今ほど、建物の施設の引渡しというところを皆様にお配りしていますが、備品についてはまた違うところの条文で２３条ということですので、皆様方のお手元にはないかと思われませんが、そのような形で、備品につきましては指定管理料を備品購入に充てた場合は、その備品は村の帰属とするということになっております。（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 答弁中ですのでお待ちください。

答弁、続けてください。

○産業振興課長（相川哲也君） あわせて、購入した場合については、その備品を村に報

告しなければならないということで協定のほうには書かれております。

西郷観光株式会社の備品台帳でございますが、こちらにつきましては、存在が確認できず、西郷村が管理している村の備品台帳を確認しましたがけれども、村の持っている備品台帳の区分の欄に、村の購入の備品と、また企業から寄贈された物品という形の項目がございましたが、西郷観光株式会社から帰属されたというような物品については記載がございませんでした。

そのようなことから、指定管理料を充てた備品の購入については確認することができず、自己の収益から捻出して購入していたものが大半であると考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 皆様のところには今渡っていないんですけれども、この23条に備品の取扱いとなっていて、指定管理料を充て、備品を購入したときはという前提があるんです。私、調べました。そうしたら、ちゃぼランド西郷をつくるときも村がほとんど金を出したし、ほとんどというより全部金を出しました、備品から何から。これ、百条委員会にもかかっていたんですけれども、ちゃぼランド西郷に関して、この備品台帳ありますかといったら、出さなかったんですよね、最初。何やら百条委員会で資料提出を求めた後に作った形跡があるんです。村も、たしか備品台帳を作っていないような気がした。

ただし、その指定管理料を備品に充てたというのは分かんないんですよ。基本的に、これは最初につくったときに、この指定管理料って村からの委託金は何に使うかというのは正確に書いてあって、それは人件費に充てると書いてあるんですよ。人件費相当に充てると。だから、村から出していった金で備品を買っているはずないし、備品を買っていたら、ちゃんと台帳につけなきゃなんないんです。その義務を怠っているんですよ。

向こうは、何を基準にして備品を全部売ったんだか、その基準になる部分がないんですよ。西郷村も怠っていたから、あっちがあるものないもの、みんな売っちゃえと言って売ったんだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

備品について、売られてしまったという話でございますが、何を根拠に、どの備品がどちらのものであるというような答えが明確に出せないという現状があり、その辺につきましては、当然西郷観光株式会社の罪もございまして、西郷村のほうでも報告をちゃんとするようにというような指導がなされていなかった部分も、もしかしたらあるのかもしれない。

あとは、備品につきましては、所在がどちらのものについて売られたのかということに関しましては、現状確たる証拠となるようなものがちょっと確認できませんので、何ともお答えはできないところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 再度申し上げますけれども、指定管理料は基本的に人権費に使えと、それでこっちは積算してあるはずなんです。だから、指定管理料が備品に使うはずないし、使ったらちゃんと報告しなきゃなんないんですよ。それが全然なかったわけですから、この23条は当てはまらないと私は思います。

それと、今申し上げましたけれども、施設の引渡しというのは、基本的に前回問題にしていたまきば保育園の民営化に関する契約と同じ受け取りでいいと思うんです。私たちは、この平成会に建物を無償譲渡したと、差し上げた。でも、平成会が15年でしたっけ、契約、20年でしたっけ、たって、やらなかった場合、そのときは原状に戻して西郷村に返しなさいと。そして、財産の買取り等については請求できないものとすると言書いてありますけれども、これと同じだと思うんですよ、西郷観光株式会社も、ちゃぽランド西郷も、キョロロン村も。

西郷観光株式会社がこの委託業務を受けなかった場合は、西郷村にその全て、建物、備品、設備、全部返しなさいと。西郷村は、別な会社に委託契約を結んでやっていた。この会社からすると、継続をうたっているんですね、この協定書というのは。継続することをうたっている。途中でやめるという話はない。そうすると、こういう建物とか備品はそのままの状況、原状でと書かれていますよ、原状に復帰した上で西郷村に引渡しなさいと。だから、継続するのを前提にしているから、全てそのままにして、悪いところはちゃんと直して、西郷村に返しなさいという意味にしか取れないんですけども、もう一度伺います。この建物、備品、これは西郷村のものじゃないんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

建物と備品等ということでございますけれども、まず建物に関しましては、所有が西郷観光株式会社のもので西郷村のもので分かれておりまして、基本協定第32条に書かれております施設等の引渡しについてでございますけれども、指定管理者の指定を取り消されたときは、原状回復し、引き渡すということとなっておりますが、指定管理者の取消しを行ったのは6月1日付となります。

その後、西郷観光株式会社から異議申立てはなく、6月16日付で、西郷観光株式会社より村に対して事業の継続ができないという旨の報告があり、指定管理者の取消しが確定したことになりますが、この時点で基本協定32条の施設の原状回復を西郷観光株式会社が行うことは、当然困難であろうという考えの下、またその場合は村が原状回復をして、その費用を同社に請求をするというようなことで協定にも書いてありますが、同社にはその支払い能力はないと思われること、また温泉健康センターと西郷村の家族旅行村の両施設をいつでも再開できるようにという形で考えていたため、原状回復はせず、そのままの状態で維持管理を行っていたというところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今の説明は分かりません。西郷村がこの施設を新しく稼働、

西郷観光株式会社が潰れようと、継続する意思がその中で働いているわけですから。

ここで問題です。村長は、その取締役でもありました。西郷観光株式会社の。この問題をどう皆様とお話しなさったのでしょうか。

ですから、西郷村は継続を、この協定書からうかがい知るには、継続をしようという意図が取れるんですね。ですが、西郷観光株式会社がなくなった瞬間に継続を断念した。村長は、その中で取締役でいらっしゃった。継続を望んでいたにも関わらず、西郷観光株式会社が倒産したということを受けて、どう思われたか。また、その中で潰さないようにするにはというのが、そこでちょっとでも浮かばなかったのか、またはそういう備品を売っても仕方がないと思ったのか。今問題にしているのは建物、備品は西郷観光株式会社のものであると、西郷村はそういう理解をしているんですね。私は、この中から思うにはそうは理解はしていないんですけれども、西郷観光株式会社のものだ。

以前に打合せしたときは、税金をかけていたんだから、西郷観光株式会社のものだろうという話なんですね。ですが、これを継続するという意図があって、たしか西郷観光株式会社に委託した。でも、継続しようという意図があったら、こっちの平成会と同じ扱いをするはずだと思うんです。要は、それは勝手に売却できるのかという話なんですけれども、その辺はどういうふうにお話していたんですか。それはしようがないと、西郷観光株式会社のものだからしようがない。でも、これ第三セクターなんですよ。西郷村が相当出資していて、株もそうなんですけれども、その後に委託料として38億円もそこに投資していたんです。それは、運営していただくための資金だったんですけれども、建設費から備品購入から全てしているんです、西郷村が税金で。税金でしているんですよ、建物も備品購入も。残っています、資料に。それを勝手に売ったんですけれども、これをいかがに思うか。いかがですか、村長。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず整理すると、ちゃぼランド西郷とキョロロン村、ありますよね。ちゃぼランド西郷については、これは西郷村の財産です。キョロロン村については、出資者がおって、それで最終的には西郷観光株式会社の所有物ということでもあります。そして、先ほど議員おっしゃるように、税金も払っておりました。

その中で、6月1日に指定管理料の停止ということで、その後どうかということで、そのままにしておくわけにいかないの、できれば再開したいという思いの中でそういう結論に至って、再開の方向に向いて努力した結果、こういうことになったところでもあります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、この協定書、西郷家族旅行村と温泉健康センター、同じ施設の引渡し、文言は同じなんですよ。この文言が同じじゃ駄目なんじゃなかったんですか。西郷村のものと、西郷観光株式会社のものだったら、この引渡し条件が変わっていきやならないのに、何でこれ一緒に協定書を同じものを作ったんですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

なぜ同じ文言で、引渡し条項が記載されているのかというところでございますけれども、あくまで西郷村家族旅行村につきましては、建物自体につきましては、指定管理を行っておらず、その他の付随する、例えばねころんぼ広場ですとか、遊歩道、またトイレ、そのような物々を指定管理として出していたわけでございまして、建物について指定管理を出していたのは、ちゃぼランド西郷のみというような形となっております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それちょっと、今の説明ではなっていないですよ、説明に。だって、文言一緒なんです。施設の引渡しで、協定書が。これ、ただのミスなんですか。

だって、これどう見ても両方同じくしか受け取れないし、この後、この施設を利用して継続するんだらうというのがうかがえるじゃないですか。ああいうふうにみんな売られちゃったら、あそこにまた設備投資しないと全然話になんないじゃないですか。継続できないじゃないですか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休憩いたします。

（午後1時47分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時49分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃってありました協定書の文言が同じではまずいのではないかというご質問でございますけれども、施設の引渡しということで、ちゃぼランド西郷につきましては、メインとなる建物、温泉施設について主にうたっているところでございまして、家族旅行村につきましては、施設ということで文言はありますが、主にねころんぼ広場やトイレなどを指して指定管理に出していたというところでもありますので、文言が同じであっても特段おかしくはないのではないかと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 時間がもう26分しかないので、先にいかせていただきますが、それではそこで問題になるのが、建物の買取りについてなんです。今、建物を買取ってから数年たち、3,000万円の評価が年々下がってきていると思うんです。買取りの価格についても一部疑義があるんですけれども、そんな産業廃棄物に値段がつくのかという疑義はあるんですけれども、今あれを無法にぶん投げておく状態でありますけれども……7番に入っていっていいですか。7番、分かんないか、そっちで。

国からの土地購入についてが入ってくるんです、そこに。建物、備品と一緒にですね。村長は、以前、土地を購入するのは、今、同僚議員に説明した話と違って、村長の挨拶文、なくなっちゃったんですけれども、土地を購入するのは西郷観光株式会社と西郷村家族旅行村、要はちゃぼランド西郷とキョロロン村を維持するというか、継続するために買うんだという言い回しだったんですよ。さっき言った令和3年のときの総括のときに話した挨拶文の中で、土地を購入するのはそれを維持、維持というか、継続するために買うんだという話でおっしゃった。それで、あれこれあるのは分かりました。そのいきさつを本当は聞こうと思っているんですけれども、あれこれあって、断念したと。苦渋の選択でという話で断念したと。

今、その土地を購入して、建物、そのまま捨てて、捨ててという言い方じゃないな、令和2年からそのままの状態に置いて、あのものをどうするんだというのが問題なんです。32条から付随するやつなんですけれどもね。あのまま捨てておいて、3,000万円ぐらいの価値があった、不動産鑑定を入れてやったやつなんですね。副村長があのとやって、2,600万円までまけましたと、そう言って建物を購入したんですけれども、それがどうも劣化し始まってきている。特に、コテージなんかは非常に劣化が進んでいると。こういう状況で資産価値がばんばん下がってきております。これ、どうするんだという話なんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

西郷観光株式会社が所有する建物等については2,600万円、全ての面において購入させていただいた次第であります。その後、サウンディング調査をして、どこか企業等の模索をしていたところでありますけれども、それがなかなか見つからないということでありました。それもありますけれども、とにかく底地は村のものにして、上物は後で考えていこうということで始まった仕事でありまして、この件につきましては、昨年の議会において議決を経まして、西郷村の土地になった次第であります。

今後は、それを基に西郷村森林公園として整備していきたいという考え、その建物も有効利用に使えれば使っていきたいという考えであります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、土地購入に入りましたんで、土地購入にまいります。

以前、村長がおっしゃったのは、まず土地代ですね、3,000万円ぐらいで国が譲ってくれと、そういうお話をされました。実際、蓋を開けてみますと、土地購入費だけで6,477万円、それに立木補償で1,165万9,699円、それに測量費用約3,000万円、国有用途廃止買受申請作成費用500万円、これがわけ分からないんですけれども、これの説明と、申請500万円。

これ、全体で幾ら土地購入にかかっているか、ご説明いただきます。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全体で土地購入するまでに至ったもろもろの経費でございますが、測量費等から、

先ほど議員がおっしゃっていましたが立木補償費、あと土地の代金、また所有権、物品、建物の購入費ですね、中ももろもろ含めると約1億4,570万円となっております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これだけかかるんですね。いや、かかったから何だかんだとは言いませんよ。だから、ここまで英断で事業をやめると決断するのは、本当に苦渋の思いであって、それでやめた後片づけというか、後じまいするのには相当な費用がかかる。ここで申し上げたいのは、事業を最初に立ち上げるのは簡単なんですよね。金を集めるめどがあれば、何とか立ち上がる。これは、庁舎も一緒ですよ。60億円出せば、立派な庁舎を造ってくれる。その後じまいなんですよ、こういうもの。けつを決めないと、どういうふうにして終息していくか、大体こういうのは40年、50年後の話なんですけれども、そこをしないでつくる人はばんばん、いいものとかかっこいいものとかつくっちゃうんですよね。

この最後の閉めを、だから閉めるときにお金が必要なんです。それを維持するのもお金もかかる。それを行政で意外とやらないんですよ、特に長は。建てるほうだけ一生懸命やって、私が建てました、私が建てましたと、ほとんど税金なんですよね。手から出したやつ、ないんですから。だから、建てました、建てましたじゃなくて、しまいましたというところは非常にみんな苦労するんです。だから、村長はもしかしたら割を食ったのかも分からないですけれども。

こういうふうにしまいをちゃんと計算しないと、ただ、今、何も動いていない状態で1億4,000万円かかったんですよ、ここに。この後、出てくるやつがあるんですけれども、この維持管理、もうしゃべっちゃいますけれども、時間ないから、これに8,000万円かかっているんですよ。皆さん、すごいでしょ。5年間で、令和2年にちゃぼランド西郷を潰しましたというか、終わりました。閉鎖しました。それでその何もやっていないところに、維持管理が8,843万2,146円、これが5年間でかかっているんですよ。これと、この土地を買って用途変更しただけで1億4,000万円、これだけの金をしまいというか、終息させるのに金がかかるんですよ。

ですから、こういうのをこれからの糧にするというか、こういうのも計算に入れてやらないと、納税者のお金を無駄に使うようになってっちゃうんですよ。これ、かかるのはしょうがないと思います。内容的には何でこんなのに金を使っているんだというのはありますけれども、いまだに、これ、面白いのは、フロフロというビジネスフォンも23万円かかっているんですよ、年間。この番号をまだ取っておくんですよ。再開のめど立たないのに、25の2626、まだ取ってあるんですよ。23万8,000円。こういうのはやめてもらったほうがいいんじゃないですかね。

ということで、相当な運営、貴重な税金を使っているということが判明した。ただ、これ、皆様の本当に血税なんです。今これから物価高とかいろいろ、物価対策に何ぼ使っているんだという話をしていきたいと思うんですけれども、あと15分しか

いんで、入れるか分かんないですけども、そっちにいきたいと思うんですけども。確かに大変だったと思うんです、これ、片すまでは。今の職員はね、村長含め職員は一生懸命やっていたと思うんですけども、こういうのもこれから肝に銘じてやっていたきたいなと思っております。

最後ですけども、この土地購入した後、村長は同僚議員にも今日おっしゃいましたが、あそこまでしかしゃべれないのが今の現状なんですか。これから、もう利活用をしていくということで、じゃ、了解しました。じゃ、1番を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休憩いたします。

（午後2時02分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時03分）

○議長（真船正晃君） 休憩の時間ではありますが、残り14分でありますので続行いたします。

11番鈴木勝久君の質問をお願いいたします。

○11番（鈴木勝久君） 次にいきます。続行ということなんで、もうちょっと休みたかったんですけども。

次に、新庁舎建設概算事業費変更についてでございます。

これは、村からの説明で、物価上昇に伴って、この建設費をどうも上げなきゃならないという、そういう話が舞い込んできました。それで、村側に問い合わせてみしたら、どうも前回聞いていたのは総費用で56億4,000万円で、大体令和7年度中に完成するという話を聞いておりました。ですが、この物価高に応じて、どうもその状態ではもう難しいということで、もうちょっと予算が上回るんじゃないかということを、全員協議会で説明させていただきました。その中で、スライド条項という項目が出てきたんですけども、それによって工事の請負契約が変わるということでございました。これが大枠でございます。

これ、問題なのは、私たちが新庁舎建設で最初にお伺いしたのは、36億円あればできるということでスタートしたわけでございます。それが48億円になって、56億円になって、60億円を超えるんじゃないかという説明でございましたけれども、こんなに高くなっていいのかというのが実際問題であります。

前、説明しましたように、3万人規模で大体40億円程度なんですね。私たちが行ってきた紫波町とか亘理町なんかを見ますと。そのうち、亘理町なんかは、国の特別交付金で17億円交付金をもらっているんですね。半分以上を交付金をもらっているんですけども、私たちはそういうわけにいかないんですよ。これはあまり金を国から引っ張ってきていないという状態でございます。60億円近くになったこのスライド条項とは何だということを、一般の皆様にも知っていただきたいので、質問に

入らせていただきたいんですけれども、まずこのスライド条項、簡単に説明していただけますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質問にお答えいたします。

スライドの制度でございますが、工事の契約締結後に、賃金水準または物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、受注者からの申出により請負代金額の変更を請求することができる制度でございます。昭和24年の建設業法制定時に、建設工事における請負契約関係の片務性排除と不明確性の是正が明文化されたことに伴い、昭和25年策定の契約約款に、物価の変動等による請負代金の変更、いわゆるスライド条項が規定されています。

西郷村工事契約約款第26条に、3種類のスライド条項、全体スライド、単品スライド、インフレスライドが規定されているところです。その中のインフレスライドにつきましては、今回適用していますインフラスライドにつきましては、工事請負約款第26条6項に規定しておりますが、特別な要因で工期内の賃金水準及び物価等に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったときに、請負代金額の変更を請求できる措置でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これは終わらないね。ちょっと時間がないんで、難しいんですけれども、この出来形数量というのを確認、この出来形数量というのは、今まで、どこまで今仕事が進んでいるか、この後は、その物価の上昇によって、材料単価とか発注者見積り、ですから人件費とかを決めていくんですけれども、これ、出来形数量というのはどのようにして確認するのか、お答えできますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

まず、出来形の前に残工事というところがございまして、残工事につきましては、基本的にはインフレスライドの請求があった日を基準日としまして、この基準日以降に着手する工事を残工事として取り扱い、基準日以前に契約した資材等は含まれておりません。

基準日における残工事及び工事の出来形の確認につきましては、国土交通省スライドマニュアルに基づいて、工事出来形数量調書により村監督員が実施しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村と、誰が確認する。

○企画政策課長（関根 隆君） 職員です。

○11番（鈴木勝久君） 職員と監督。

○企画政策課長（関根 隆君） 村の監督員、職員です。

○11番（鈴木勝久君） 分かった。村の監督員、それは分かりました。じゃ、そこは触

れません。

それが確認する、それで物価指数、例えば原材料費が各材料的に単価がございすよね。だから、ものによって単価率が変わりますけれども、これの調べ方と、人件費、どのように算出するのか、その算出方法をお示してください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

積算ということでございますが、これはインフレスライドのスライドマニュアルに記載がございすとおおり、積算に使用する単価につきましては、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とすることとなっております。そのため、変更額につきましては、上昇した物価指数等を総額に乗じて、工事費に算出するものでございます。積算につきましては、改めて基準日において再見積りの聴取、さらにそこから積算作業を行いまして、上昇額というのを算出しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その根拠になる資料というのは、どのようにして集めたものなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

根拠といいますか、当初設計書というのがございまして、その設計書に基づいて、基準日における再見積りを改めて聴取して積算するということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 基本的には、それは信じるしかないと思うんですけども、皆様が考えるのは、例えば出だしが40億円未満でできるでしょうと考えたとき、普通はそれに近づけるんですよ、基本的には。それが、20億円以上がオーバーする運びになるんです。基本的にね、これからこのスライド条項を入れちゃうと。一般の家庭は、予算が決まっていってだと、新しく住宅を建てると、1部屋減らすとか、玄関のドアをもうちょっと安くするとか、そういうのが個人的には考えるんですけども、そういう考えは毛頭ないんですよ。村側は、取りあえず立派なやつを、一番最初と同じように造りたい。

そのために、一番問題なのは、これ、予算の引っ張り方なんです。もうちょっと予算、予算というか、お金を、財源の取り方を上手にできないのかなと思うんです。内容を見ると、ふるさと納税まで使っちゃっているんですよ。もっと言えば、これ、木で建ててくださいとか言ったんですけども、森林環境交付金、これゼロです。全然県からもらっていない。こういうのを見ると、財源をいくら不交付団体で金あるんだ、金あるんだといっても、こういう20億円も増えるような税金の使い方はいかなものかなと思います。

これを次の物価対策に持っていくと、今年正月、正月というか、初めに臨時議会を

やったんですけれども、高齢者、非課税世帯、これは国がやっている制度だけなんです、3万円あげますというか、支給します。戻しますという言い方をしてください、これ、支給しますなんていうと、何か生意気に自民党がくれるみたいな言い方をしますけれども、支給じゃないんですよ。戻すという感覚なんですよ。3万円ではどうにもいかないんですけれども、こっちに20億円平気で使って、灯油代一つ出せないんですよ。今年、寒かったんですよ。うちだけでも10万円ぐらいかかりました、灯油代。6,000円の補助、確かに補助は出ていましたけれども、あれでは何のあれにもならないんですよ。

だから、物価対策、しっかりしていただきたい。これから、相当上がっているんです。今、4月1日から6,000品目上がりますから、また。2万4,000品目上がって、もう3回ぐらい同じ品物で上がっているんですからね。6,000品目、4月1日から上がります。もういろんなものが、食べ物を中心に。だから、そこにもっと対策してください。こんなのを立派に建てても、村民は喜ばないですよ。確かに防災拠点づくり、便所をつくった、相談室つくった、そういうのは確かにすばらしいことです。ただ、そこにそういうふうにオーバーしても使える金があるんだったら、もうちょっと福祉のほうも充実させて、バランスよく税金を使ってくださいと、私は言って、質問を終わらせていただきます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月14日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時17分）

